

## 第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価に関する意見について

### 1. 見込評価の概要

中期目標期間の業務の実績に係る評価は、市民病院機構の中期目標の達成状況に基づいた評価を行うものである。

一方で、評価結果を市民病院機構の組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の検討、予算の編成などに反映させることができるようにするためには、中期目標期間の終了に先立ち、早い時期に暫定的な評価結果を明らかにすることが必要である。

このため、目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（見込評価）について、市民病院機構が自己評価を行い、第三者である評価委員会の評価に関する意見を聴取し、最終的に神戸市が評価を行うこととしている。

### 2. 地方独立行政法人法（抜粋）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(参考) 中期目標と評価の関係

